

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年 3月11日

横浜市契約事務受任者
教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

第二理科室化学水栓破損修繕

2 履行(納品)場所

横浜市港北区新吉田東5丁目25-1

横浜市立新田中学校

3 契約日

令和7年 2月12日

4 履行日又は履行期間

令和7年 2月25日

5 契約金額

110,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市保土ヶ谷区仏向西25-3

有限会社イワック

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

第二理科室の実験台の水栓が破裂し水浸しとなった。当該教室は授業で使用するため早急に修繕しなければ、学校運営に支障が出るため、実験台が使用できるよう復旧・改修する必要がある。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市一般競争入札有資格者名簿から、速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管課

横浜市立新田中学校